

第二次宮崎県再犯防止推進計画 (素案)

令和6年 月

宮崎県

目次

第1章	計画の概要	
第1	経緯と趣旨	1
第2	位置付け等	11
第3	期間	12
第4	他計画との統合	12
第5	成果指標・目標値	13
第2章	本県における再犯防止を取り巻く状況	
第1	犯罪の発生状況	14
第2	矯正施設における入所者等の状況	18
第3	更生保護に関わる状況	19
第3章	施策の推進	
第1	国、市町村及び関係団体との連携強化	23
第2	就労・住居の確保	25
	(1) 就労の確保	
	(2) 住居の確保	
第3	保健医療・福祉サービスの利用促進	29
第4	非行の防止等	34
第5	犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援	38
第6	民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進	43

第1章 計画の概要

第1 経緯と趣旨

(1) これまでの国の再犯防止の取組・方針

我が国における刑法犯の認知件数については、平成8年(1996年)以降毎年戦後最多を更新し、平成14年(2002年)には、285万3,739件とピークを迎えましたが、次年以降、減少に転じており、令和3年(2021年)には56万8,104件(ピーク時の約2割)と戦後最小となったものの、令和4年(2022年)には60万1,331件となりました。

また、刑法犯の検挙人員についても、平成16年(2004年)の38万9千人をピークとして、次年以降、減少傾向にあるものの、それを上回るペースで初犯者数も減少し続けているため、検挙人員に占める再犯者の人員の比率(再犯者率)は上昇傾向にあり、令和4年には47.8%と刑法犯検挙者の約半数は再犯者という状況にあります。

国民が安全・安心に暮らすことができる社会の実現のためには、再犯防止対策を推進する取組が重要であることから、国では、平成24年7月に、「再犯防止に向けた総合対策」(平成24年犯罪対策閣僚会議)を決定し、「出所等した年を含む2年間における刑務所等に再入所する者の割合を平成33年までに20パーセント以上減少させる。」という数値目標が設定されました。

平成26年12月には、犯罪対策閣僚会議において、「宣言：犯罪に戻らない・戻さない～立ち直りをみんなで支える明るい社会へ～」が決定され、「平成32年(2020年)までに、犯罪や非行をした者の事情を理解した上で雇用している企業数を現在(平成26年)の3倍にする。」「平成32年(2020年)までに、帰るべき場所がないまま刑務所から社会に戻る者の数を3割以上減少させる。」という数値目標が設定されました。

平成28年7月には、犯罪対策閣僚会議において、薬物依存者や犯罪をした高齢者又は障害のある者等に対して刑事司法のあらゆる段階のみならず、刑事司法手

続終了後を含めた「息の長い」支援の実施を盛り込んだ「薬物依存者・高齢犯罪者等の再犯防止緊急対策～立ち直りに向けた“息の長い”支援につながるネットワーク構築～」が決定されました。

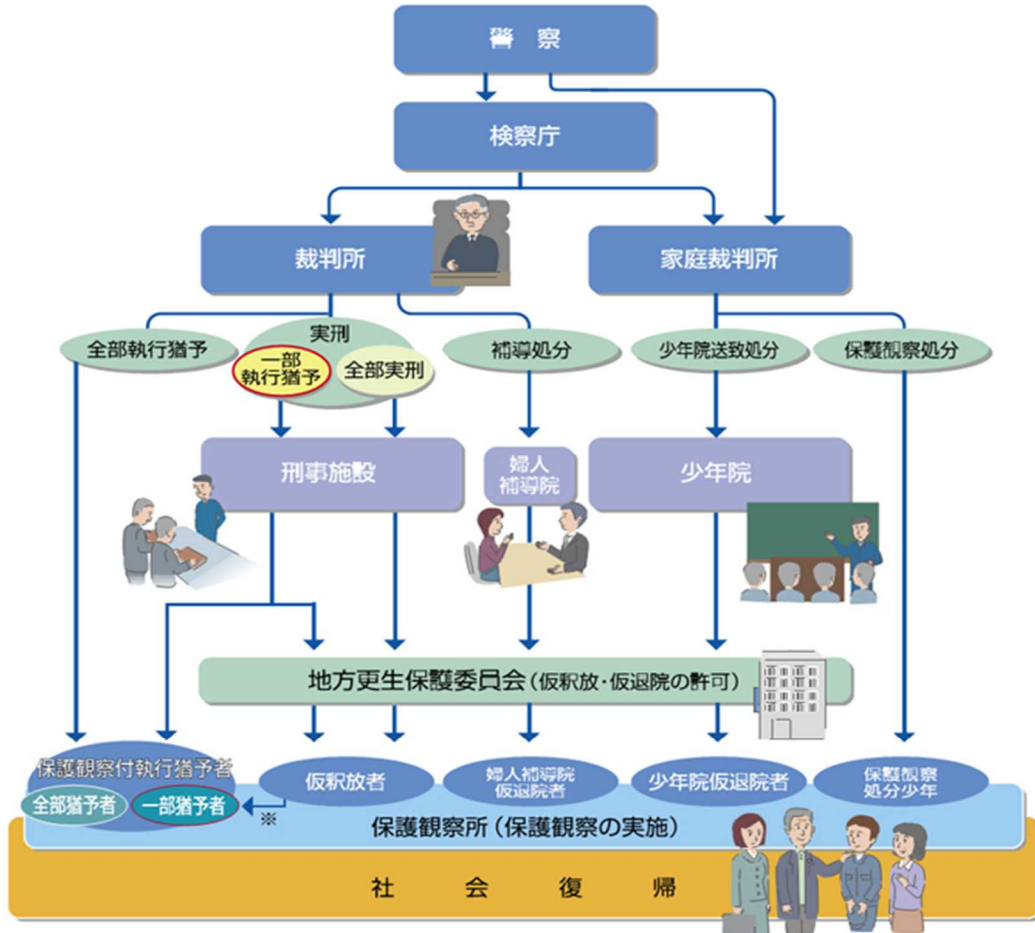
そのような中、平成28年12月、再犯の防止等に関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、施策を総合的かつ計画的に推進していく基本事項を示した「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年法律第104号、以下「再犯防止推進法」という。）が制定、同月に施行され、これに基づき翌年12月、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成30年度から令和4年度までの5年間を計画期間とする第一次再犯防止推進計画（平成29年12月閣議決定）が策定されました。

その後、令和元年12月に、第一次再犯防止推進計画に基づく施策のうち、より重点的に取り組むべき課題の対応を加速化させるため、犯罪対策閣僚会議において「再犯防止推進計画加速化プラン」が決定されています。

また、令和5年3月には、第一次再犯防止推進計画の取組状況や新たな再犯防止に向けた施策を踏まえた第二次再犯防止推進計画（計画期間：令和5年度～令和9年度）が策定され、5つの基本方針と7つの重点課題に沿って、国の施策が整理されました。第二次再犯防止推進計画では、出所受刑者の2年以内再入率及び3年以内再入率を更に低下させることが目標として定められています。

【参考】 刑事司法手続の流れ ※法務省ホームページより引用

刑事司法手続の流れ



※保護観察付一部猶予者が仮釈放を許された場合は、仮釈放中の保護観察が終了した後、一部猶予期間中の保護観察が開始されます。

第二次再犯防止推進計画（概要）

計画期間：令和5年度から令和19年度

II 今後取り組んでいく施策

7つの重点課題とその具体的施策

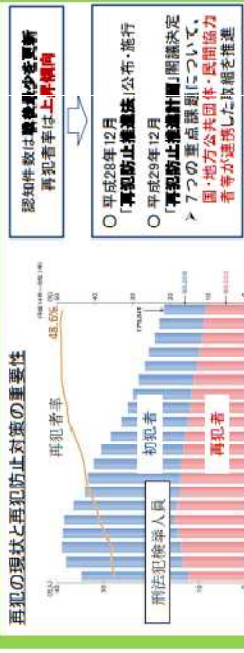
<p>① 就労・住居の確保</p> <p>(1) 就労の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 拘禁刑執行後や社会復帰後の自立・就労を見据えた受刑者の特性に応じた再就労作業の実施 ○ 雇用ニーズに応じた職業訓練種目の整理 ○ 寄り添い型の支援による職歴定着支援及び職歴後の再就職支援、多様な協力雇用主の開拓及びその支援の充実 <p>(2) 住居の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 更生保護施設等が地域社会での自立生活を見据えた処遇（福祉へのつなぎ、薬物依存回復支援、通所・訪問支援等）をを行うための体制整備 ○ 地域社会における定住先確保に向けた居住支援（福祉法人との連携強化、満期釈放者等への支援情報の提供） 	<p>② 保護医療・福祉サービスの利用の促進</p> <p>(1) 高齢者又は障害のある者等への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉的支援のニーズの適切な把握と連携の強化 ○ 刑事司法関係機関、更生保護施設、地域生活定着支援センター、地方公共団体等の多機関連携の強化 ○ 被疑者等段階からの生活環境の調整等の効果的な入口支援の実施 <p>(2) 薬物依存の問題を抱える者への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 矯正施設及び保護観察所における一貫した専門的プログラムの実施 ○ 更生保護施設等への受入れ、処遇機能の充実、自助グループ等の民間団体との連携強化 ○ 増加する大麻専犯に対応した処遇の充実 	<p>③ 学校等と連携した修学支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 矯正施設と学校との連携による円滑な学びの継続に向けた取組の充実 ▶ 民間の学力試験の活用や高卒認定試験指導におけるICTの活用の推進、在院中の通信制高校への入学 ○ 学校や地域社会における修学支援の充実、地域における非行の未然防止 	<p>④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 拘禁刑執行後の趣旨を踏まえた改善指導プログラムの充実、犯罪被害者等の心情を考慮した処遇の充実 ○ 若年受刑者に対する少年院のノウハウや設備等を活用した指導、特定少年に成年としての自覚・責任を喚起する指導 ○ 性犯罪やストーカー・DV加害者、女性等の特性に応じた指導等の充実 	<p>⑤ 民間協力者の活動の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 特設可能な保護司制度の確立とそのための保護司に対する支援 ▶ 保護司の活動環境等についての施設・試行、保護司活動のデジタル化の推進 ○ 地域の民間協力者（NPO法人、自助グループ、弁護士等）の積極的な開拓及び一層の連携 ○ 民間事業者のノウハウ等を活用した再犯防止活動の促進 	<p>⑥ 地域による包摂の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国・都道府県、市区町村の役割の明確化 ○ 地方公共団体の取組への支援 ▶ 地方公共団体による再犯防止の推進に向けた取組の促進、地方公共団体への情報・知見の提供 ○ 地域における支援の連携強化 ▶ 保護観察所、法務少年支援センター（少年鑑別所）における地域援助の推進、更生保護地域連携拠点事業の充実 ▶ 相談できる場所の充実 ▶ 保護観察所による刑執行終了者等に対する援助の充実、更生保護施設による訪問支援事業の拡充 	<p>⑦ 再犯防止に向けた基盤の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 矯正行政・更生保護行政のデジタル化とデータ活用による処遇等の充実、情報連携と再犯防止施策の効果検証の充実、人的・物的体制の整備
---	---	--	--	---	--	--

7つの成果指標を設定し、本計画に基づく**具体的施策の実施状況・効果**について適切にフォローアップ

① 執行途中の再犯率及び再入率
② 新入刑者中の再入者又は再入の執行罰手続のある者の数及び割合
③ 出所受刑者の2年以内再入者数及び再入率
④ 主たる職業・特設活動中の再入者数及び再入率
⑤ 出所受刑者の3年以内再入者数及び再入率
⑥ 主たる職業・特設活動中の再入者数及び再入率
⑦ 保護観察付（生刑）執行罰手続及び保護観察期間少年の再入者数及び再入率

I 第二次再犯防止推進計画策定の目的

再犯の現状と再犯防止対策の重要性



第一次再犯防止推進計画に基づく取組

- 遠隔施設者対策の充実強化
 - ▶ 矯正施設在所中の生活環境の調整の強化
 - ▶ 更生保護施設による訪問支援事業の開始（R3.10～）
- 地方公共団体との連携強化
 - ▶ 「地域再犯防止推進モデル」事業の実施（H30～R2）
 - ▶ 地方再犯防止推進計画の策定支援（402団体で策定済み（R4.10.11））
- 民間協力者の活動の促進
 - ▶ 民間資金の活用などによる草の根の支援活動の広がり



第二次再犯防止推進計画の基本的な方向性

- 犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、生活の不安が図られるよう、個々の対象者の主体性を尊重し、それぞれが抱える課題に応じた「息の長い」支援を実現すること。
- 就労や住居の確保のための支援をより一層強化することに加え、犯罪をした者等への支援の実効性を高めるための相談拠点及び民間協力者を含めた地域の支援連携（ネットワーク）基盤を構築すること。
- 国と地方公共団体との役割分担を踏まえ、地方公共団体の主体的かつ積極的な取組を促進するとともに、国・地方公共団体・民間協力者等の連携を更に強固にすること。

(2) これまでの県の再犯防止の取組及び計画策定

県では、法務省主唱の「社会を明るくする運動」（7月）において、平成7年度以降、本県知事が宮崎県推進委員会委員長へ就任しており、国の更生保護施策へ協力を行っています。

また、平成21年以降、国の主導の下、都道府県ごとに「地域生活定着支援センター」の設置が進められる中、本県においても、平成22年6月に、同センターを設置し、現在まで、多くの矯正施設退所者の支援を行ってきています。

同センターでは、開設以来、高齢や障がいにより自立した生活を営むことが困難な矯正施設退所予定者に対して、受入れ施設の斡旋（コーディネート業務）及び受入れ施設に対する助言（フォローアップ業務）等（いわゆる「出口支援」）を実施してきました。また、令和4年度からは、刑事司法手続の入口の段階にある被疑者・被告人等で高齢等の理由により司法手続終了後も自立した生活が困難であることが見込まれる方に対する被疑者等支援（いわゆる「入口支援」）を開始しています。

【参考】地域生活定着促進事業の概要 ※厚生労働省ホームページより引用

地域生活定着促進事業

1 事業の目的

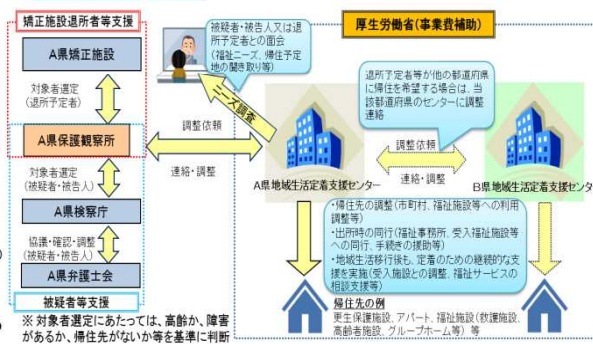
高齢又は障害により、福祉的な支援を必要とする犯罪をした者等に対し、各都道府県の設置する地域生活定着支援センターが、地域の福祉関係機関等と連携・協働しつつ、退所後直ちに福祉サービス等を利用できるようにするための支援や地域生活への定着のための支援を行うことにより、地域共生社会の実現を図ることを目的とする。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

事業の概要

- 平成21年度から、高齢又は障害により支援を必要とする矯正施設退所者に対して、退所後直ちに福祉サービス等につなげる「地域生活定着支援センター」の整備を実施。
- 平成23年度末に全国47都道府県への整備が完了し、平成24年度からは全国での広域調整が可能に。
- 令和3年度から被疑者等支援業務を開始。
- 地域生活定着支援センターは、既存の福祉関係者等と連携して、以下の業務を実施。
 - ① コーディネート業務（矯正施設退所予定者の福祉サービスへのつなぎ）
 - ② フォローアップ業務（矯正施設退所者の受入れ施設等をフォロー）
 - ③ 相談支援業務（犯罪をした者やその家族等からの福祉サービス等の利用に関する相談への支援）
 - ④ 被疑者等支援業務（被疑者等を福祉サービスへつなぎ、その後フォロー）
 - ⑤ 関係機関等との連携及び地域における支援ネットワークの構築等

スキーム図



実施主体

実施主体: 都道府県

従来、矯正・更生保護施策は、国の専管事項と認識されてきており、地方公共団体における再犯防止に係る現状・課題等に関する情報共有や、福祉・医療、就労、教育などを所管する庁内の関係各課の横断的な連携は十分に行われていませんでした。

このような中、平成 28 年 12 月に公布・施行された再犯防止推進法では、地方公共団体が、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有することとされ、同法 8 条では、都道府県及び市町村は、国の再犯防止推進計画を勘案して、当該地域における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めることとされました。

令和 5 年 4 月現在、全国で 47 都道府県（奈良県は条例で対応）、525 市区町村で策定されており、本県内では、15 市町村が策定済みとなっています。

本県では、令和 2 年 3 月に「宮崎県再犯防止推進計画」を策定し、県庁内の関係部局はもとより、国の機関や関係団体等と連携しながら、出所した者等を社会の構成員として復帰させるための体制づくりや、これらの者に対する県民の理解促進などの対策を実施していくこととしました。

本計画では、新受刑者における再入所者の数（犯行時の居住地が宮崎県である者の数）を平成 26 年から平成 30 年までの平均値 59.2 人と比較して 15%程度減少させ、50 人以下となるよう成果指標を定めましたが、関係機関の取組等により、令和元年以降、いずれの年も 50 人を下回る状況となっています。

	基準値 〔H26～H30 の平均〕	R 元	R 2	R 3	R 4
新受刑者	—	66	83	88	64
うち再入所者	59.2	35	49	46	33

計画期間中、新型コロナウイルス感染症の拡大により、対面式の催しに制約が生じ、また社会・経済活動が低調になる中ではありましたが、主に以下のような取組を実施しました。

【宮崎県再犯推進防止計画(令和2年度～令和5年度)主な取組】

- 県内市町村の再犯防止推進計画の策定促進（福祉保健課）
- 地域生活定着支援センターにおける被疑者等支援（いわゆる「入口支援」）の開始（福祉保健課）
- 生活困窮者自立支援相談窓口の運営や、生活福祉資金新型コロナウイルス特例貸付等の生活困窮の状態にある方の経済的な下支え（福祉保健課）
- 障害者就業・生活支援センターの運営や「ふれあい合同面接会」を通じた障がい者の就労支援（障がい福祉課）
- ヤング JOB サポートみやざき、みやざき若者サポートステーションにおける若年者の就職支援（雇用労働政策課）
- 県営住宅の提供やセーフティ住宅に関する情報提供（建築住宅課）
- 薬物依存症者及びその家族に対する個別相談や家族教室の実施（薬務対策課）
- 非行防止教室、薬物乱用防止教室等の開催や非行防止の広報活動（県警本部生活安全少年課）
- 更生保護を含めた人権に関する話題をとりあげた人権啓発情報誌「じんけんの風」の作成・配布

このような中、国の第二次再犯防止推進計画が策定され、令和2年3月に策定した宮崎県再犯防止推進計画の計画期間が令和5年度をもって満了します。このことから、近年の新たな動きや課題も踏まえ、本県における再犯防止を更に推進するため、令和6年度を初年度とする「第二次宮崎県再犯防止推進計画」を策定するものです。

【参考】再犯防止の推進に関する主な関係機関・団体等

(1) 国の機関

○ 保護観察所

各地方裁判所の管轄区域毎に全国50箇所を設置され、更生保護の第一線の実施機関として、①保護観察、②生活環境の調整、③更生緊急保護、④恩赦の上申、⑤犯罪予防活動などの事務を行っています。

また、医療観察制度による処遇の実施機関として、心神喪失等の状態で重大な他害行為をした者の、①生活環境の調査、②生活環境の調整、③精神保健観察などの事務もを行っています。

本県では、宮崎保護観察所（宮崎市別府町1番1号）が所管しています。

○ 刑務所

主として受刑者を収容し、受刑者の資質や環境に応じ、改善更生の意欲を喚起し、社会生活に適応する能力の育成を図ることを目的として行われる作業（生産作業、自営作業、職業訓練）、改善指導及び教科指導などの処遇を行っています。

本県では、宮崎刑務所（宮崎市大字糸原4623番）が所管しています。

○ 少年鑑別所（法務少年支援センター）

少年鑑別所は、①家庭裁判所の求めに応じ、鑑別対象者の鑑別を行うこと、②観護の措置を執られて少年鑑別所に収容される者等に対し、健全な育成のための支援を含む観護処遇を行うこと、③地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助を行うことを業務として行っています。また、③の業務を行う際には、宮崎法務少年支援センターという名称を使用しています。

本県では、宮崎少年鑑別所（宮崎市鶴島2丁目16番5号）が所管しています。

○ 地方検察庁

警察から送致された事件等について、捜査し、起訴・不起訴の処分を行い、裁判では犯罪事実を立証して適正な刑罰の適用を求め、裁判の執行を指揮監督します。

本県では、宮崎地方検察庁（宮崎市別府町1番1号）が所管しています。

(2) 関係団体等

○ 更生保護法人 宮崎県更生保護協会（宮崎市別府町1番1号）

事業者が安心して犯罪をした者等を雇用してもらうための身元保証や、これらの者に対して旅費、医療費、生活費等の金品の給与事業を行っています。

また、更生保護に関わる団体等の円滑な運営に資するため、これらの団体に対して助成を行っています。

○ 更生保護施設 みやざき青雲（宮崎市宮脇町72番地）

頼るべき家族や縁故者がいないなど、社会復帰が難しい環境におかれている犯罪をした者等に対して、宿泊場所や食事の提供などの支援を行っています。

また、同施設を退所した者への相談窓口を設置し、適切な助言等を行うなどのフォローアップも行っています。

○ 宮崎県保護司会連合会（宮崎市別府町1番1号）

保護司法第14条に基づき、各都道府県に設置される団体であり、各地域の保護司会との連絡・調整や保護司の職務に関し必要な資料や情報の収集などを行っています。

また、“社会を明るくする運動”作文コンテストの実施や、小中学校・高校で薬物乱用防止教室を開催するなど、児童・生徒を主な対象として犯罪予防に関する普及啓発活動を実施しています。

○ 宮崎県更生保護女性連盟（宮崎市別府町1番1号）

更生保護ボランティア団体として、更生保護施設へ入所する保護観察対象者等への夕食の提供を行うほか、入所者への調理実習の実施や地域の清掃活動などのボランティア活動を通じて、犯罪や非行に陥った人たちが一日も早く社会復帰できるよう支援を行っています。

また、宮崎刑務所、宮崎少年鑑別所主催の矯正展への協賛活動として、宮崎県保護司会連合会やBBS会と連携し、更生保護への広報活動を行っています。

○ 宮崎県BBS連盟（宮崎市別府町1番1号）

非行少年等の様々な立場の少年に、兄や姉のような立場で接し、その立ち直りや自立を支援する青年を主体としたボランティア団体です。その活動は、（1）生きづらさを抱える子どもや若者と「ともだち」になることを通して、その立ち直りや再チャレンジを支える「ともだち活動」、（2）子どもや若者に広く働きかけて自他共に大切にできる豊かな心を育む「健全育成活動」などが中心となっています。

○ 宮崎県協力雇用主会（宮崎市宮脇町72番地）

犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない矯正施設退所者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間事業者（協力雇用主）の団体であり、協力雇用主間の連絡・調整や協力雇用主を対象とした研修会等を実施しています。

○ 宮崎GratefulDARC（宮崎市西池町11-36）

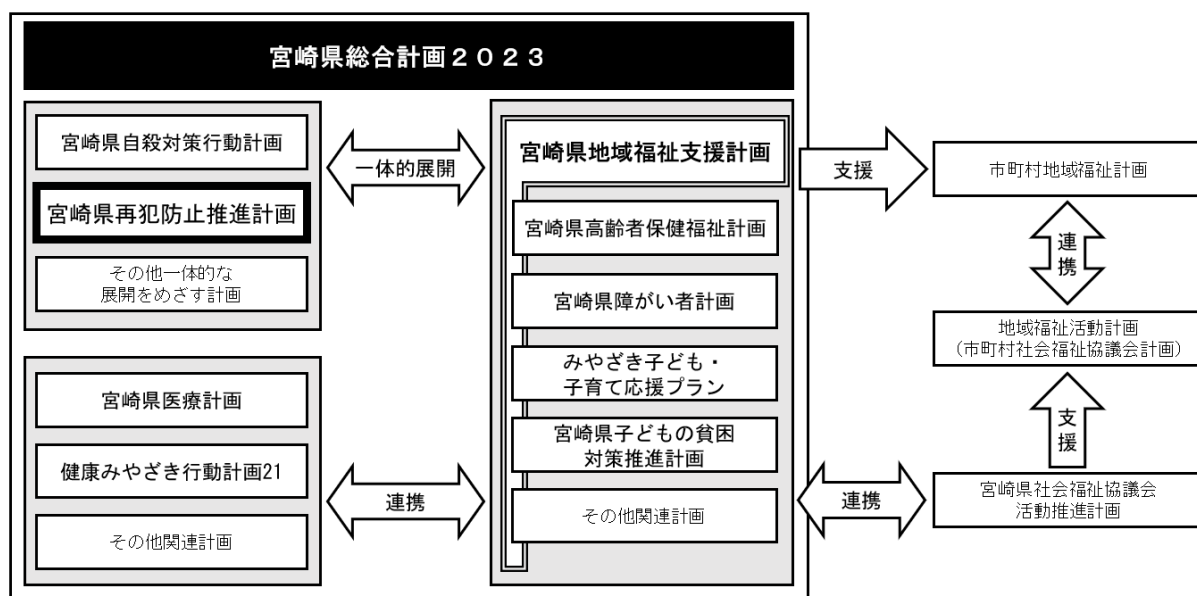
薬物依存症者に対して、医療機関、行政機関、司法機関と連携して、ピアカウンセリングや薬物関連電話相談を実施しているほか、刑務所や保護観察所などに講師を派遣し、薬物離脱指導も実施しています。

第2 位置付け等

(1) 位置づけ

この計画は、再犯防止推進法第8条第1項に基づき、国の再犯防止推進計画を勘案して定める地方再犯防止推進計画です。

また、「宮崎県総合計画 2023」の部門別計画であり、宮崎県地域福祉支援計画と一体的に展開を図るものです。



(2) 対象者

計画の対象者は、起訴猶予者等¹、執行猶予者、罰金・科料を受けた者、矯正施設退所者、非行少年もしくは非行少年であった者又は暴力団離脱希望者(以下「犯罪をした者等」という。)のうち、支援が必要な人となります。

また、上記に掲げる者の父母、配偶者、子どもなどの家族についても、必要に応じて支援の対象となります。

さらに、本計画の推進にあたっては、犯罪被害者の心情を考慮し、再犯防止の取組と併せ、犯罪被害者への必要な支援等も実施します。

※¹ 令和5年12月改正更生保護法により、処分保留で釈放をされた者のうち検察官が罪を犯したと認める者についても、更生緊急保護の対象となったため、本計画の対象者として加えることとします。

第3 期間

この計画の期間は、令和6年4月から令和11年3月までの5年間とします。

第4 他計画との統合について²

政府の地方分権改革推進本部「計画策定時における地方分権改革の推進について」(令和5年3月)において、地方公共団体における既存計画等の統廃合や関連する計画等との一体的な策定を優先的に検討するとされていることを踏まえ、計画期間内において県が定める他の計画との統合を含め検討します。

※² 法務省作成「地方再犯防止推進計画策定の手引き(令和5年3月)」においても、地方計画は、政策的に関連の深い他の計画等(例えば、地域福祉計画や、防犯に関する計画等が考えられます。)と一体のものとして策定することも可能とされています。

第5 成果指標・目標値

再犯防止推進計画を進めていく上で、成果指標及び目標値を次のとおり設定し、その達成に向けて取り組みます。

【成果指標】新受刑者中の再入所者（※）数

基準値（42.7人、第一次計画期間中である令和2年から令和4年までの平均値）

※犯行時の居住地が宮崎県である者の数

目標値の設定

	R2	R3	R4	R5		R6～R10の平均値
新受刑者（人）	83	88	64	-		-
うち再入所者（人）	49	46	33	-		36人以下

注 情報提供元：法務省

【目標】 36人以下（令和6年から令和10年までの再入所者数の平均値）

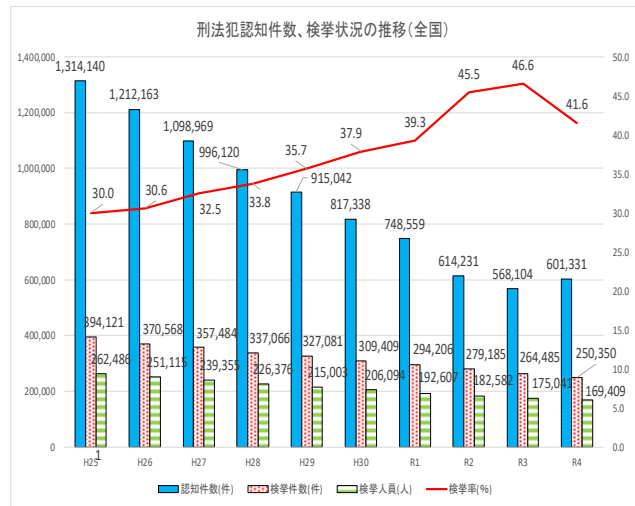
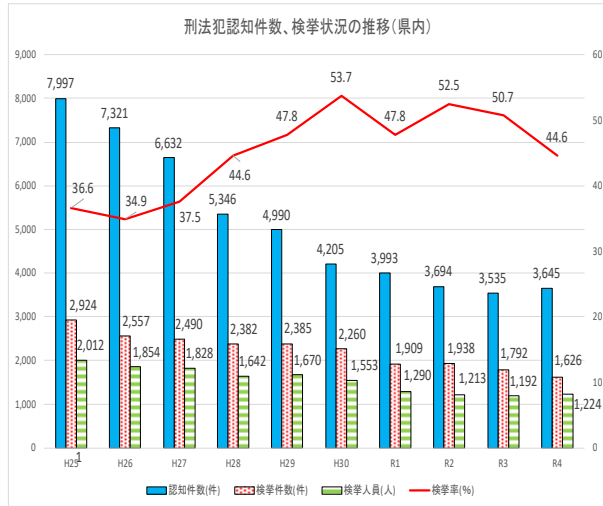
上記基準値から15%程度の減少を目指します。

第2章 本県における再犯防止を取り巻く状況

第1 犯罪の発生状況

(1) 刑法犯の認知、検挙状況

- ・認知件数、検挙件（人員）数ともに、減少傾向にある。



県内	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
認知件数(件)	7,997	7,321	6,632	5,346	4,990	4,205	3,993	3,694	3,535	3,645
検挙件数(件)	2,924	2,557	2,490	2,382	2,385	2,260	1,909	1,938	1,792	1,626
検挙人員(人)	2,012	1,854	1,828	1,642	1,670	1,553	1,290	1,213	1,192	1,224
検挙率(%)	36.6	34.9	37.5	44.6	47.8	53.7	47.8	52.5	50.7	44.6

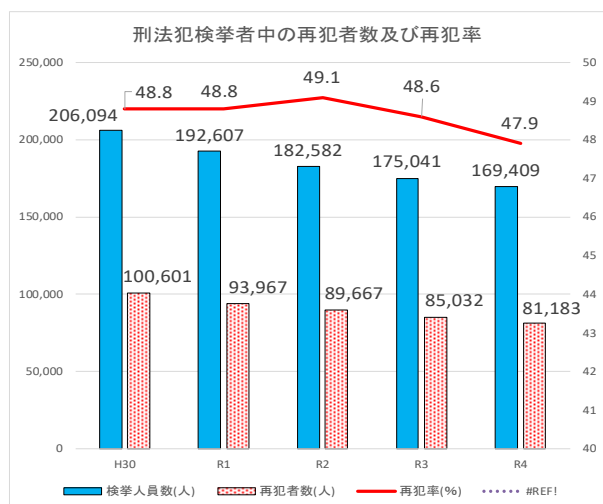
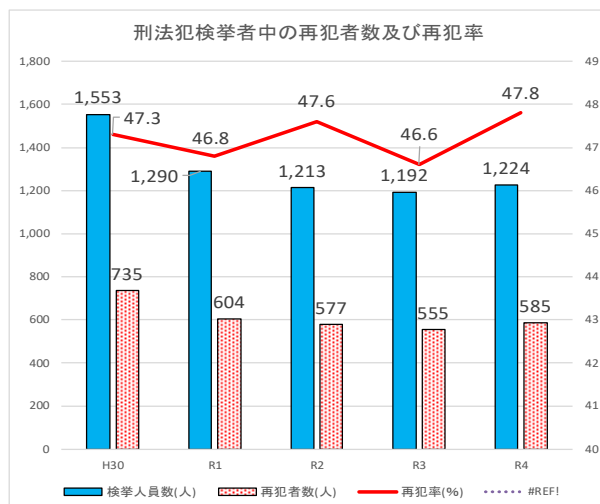
全国	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
認知件数(件)	1,314,140	1,212,163	1,098,969	996,120	915,042	817,338	748,559	614,231	568,104	601,331
検挙件数(件)	394,121	370,568	357,484	337,066	327,081	309,409	294,206	279,185	264,485	250,350
検挙人員(人)	262,486	251,115	239,355	226,376	215,003	206,094	192,607	182,582	175,041	169,409
検挙率(%)	30.0	30.6	32.5	33.8	35.7	37.9	39.3	45.5	46.6	41.6

注 情報提供元：宮崎県警察本部

注 情報提供元：警察庁

(2) 刑法犯検挙者中の再犯者の推移(全体)

- ・検挙人員数は減少傾向にあるものの、再犯者の占める割合は40%超と横ばいである。



刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯率

県内	H30	R1	R2	R3	R4
検挙人員数(人)	1,553	1,290	1,213	1,192	1,224
再犯者数(人)	735	604	577	555	585
再犯率(%)	47.3	46.8	47.6	46.6	47.8

注 情報提供元：宮崎県警察本部

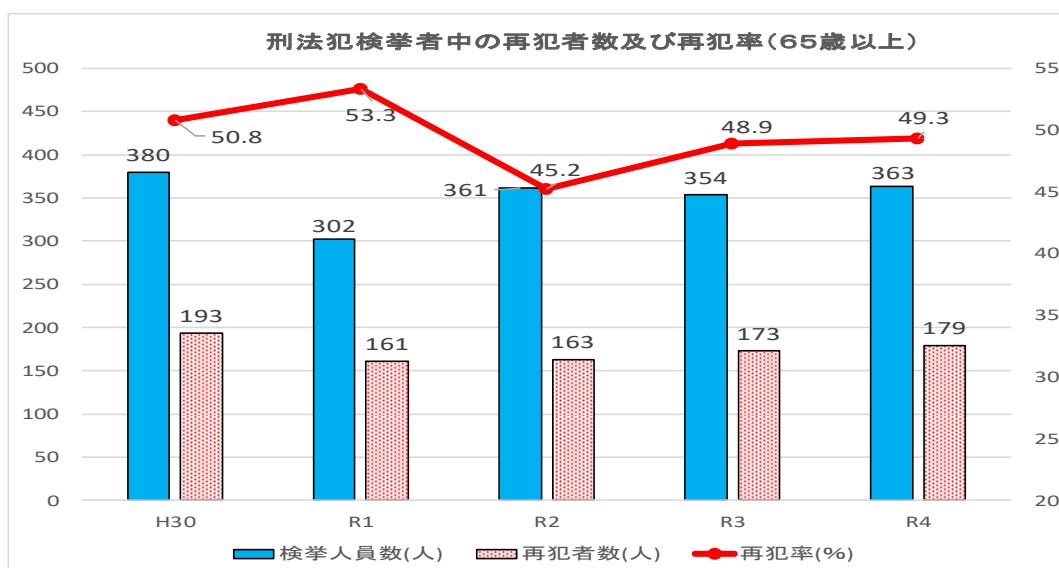
刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯率

全国	H30	R1	R2	R3	R4
検挙人員数(人)	206,094	192,607	182,582	175,041	169,409
再犯者数(人)	100,601	93,967	89,667	85,032	81,183
再犯率(%)	48.8	48.8	49.1	48.6	47.9

注 情報提供元：警察庁

(3) 刑法犯検挙者中の再犯者の推移（65歳以上）※犯行時、以下同じ

・令和4年の再犯率は、約50%となっている。



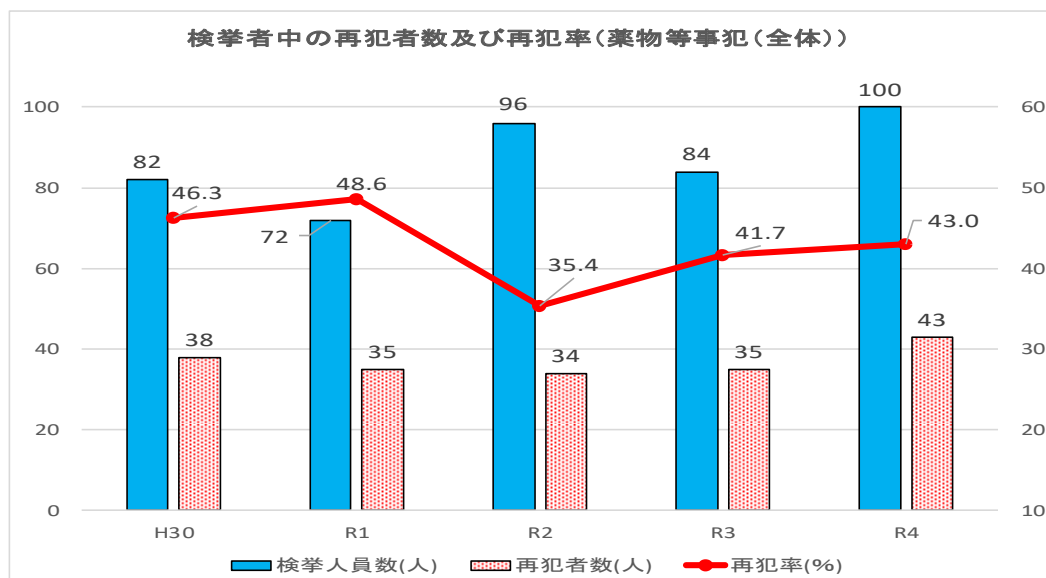
刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯率（65歳以上）

県内	H30	R1	R2	R3	R4
検挙人員数(人)	380	302	361	354	363
再犯者数(人)	193	161	163	173	179
再犯率(%)	50.8	53.3	45.2	48.9	49.3

注 情報提供元：宮崎県警察本部

(4) 再犯者の推移（薬物事犯（全体））

・再犯者数は、ほぼ横ばいであるが、令和4年は微増となっている。



刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯率（薬物事犯（全体））

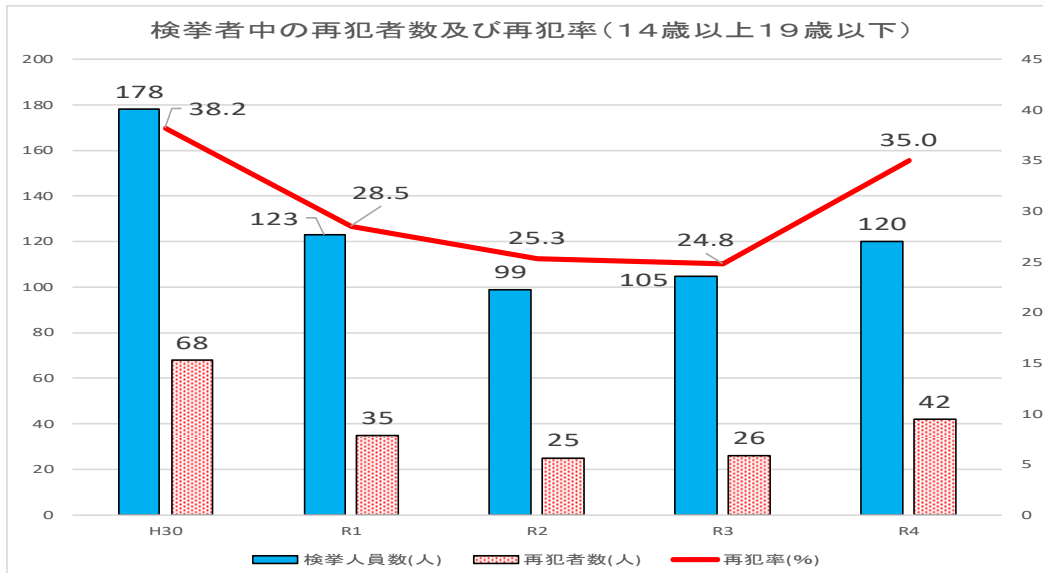
県内	H30	R1	R2	R3	R4
検挙人員数(人)	82	72	96	84	100
再犯者数(人)	38	35	34	35	43
再犯率(%)	46.3	48.6	35.4	41.7	43.0

注 情報提供元：宮崎県警察本部

(5) 刑法犯検挙者中の再犯者の推移（14歳以上19歳以下）

※犯行時、以下「19歳以下」という。

- ・ 検挙人員数は、減少傾向にあるものの、ここ4か年の再犯率の割合は30%前後で推移している。



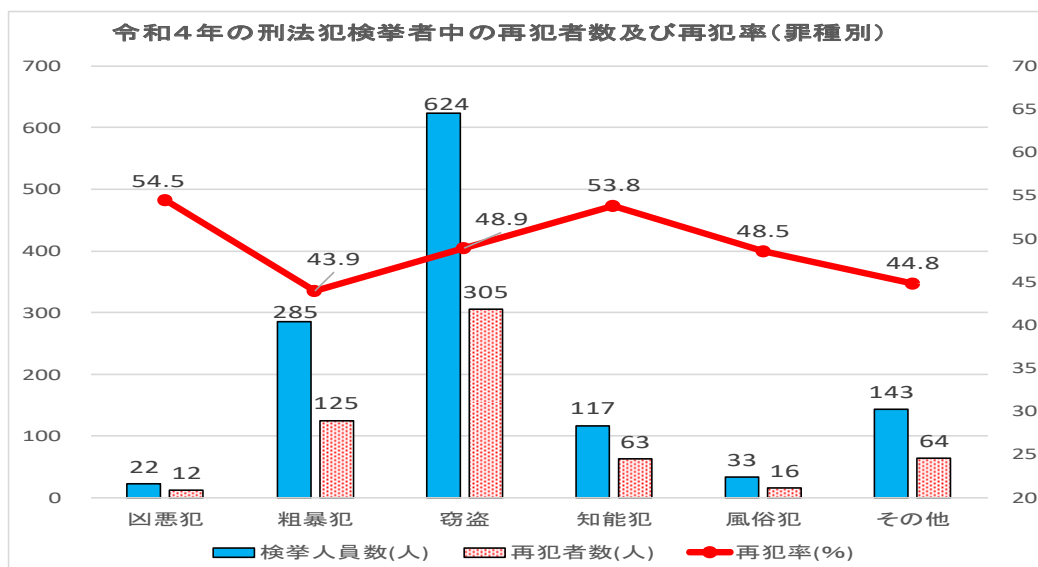
刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯率（14歳以上19歳以下）

県内	H30	R1	R2	R3	R4
検挙人員数(人)	178	123	99	105	120
再犯者数(人)	68	35	25	26	42
再犯率(%)	38.2	28.5	25.3	24.8	35.0

注 情報提供元：宮崎県警察本部

(6) 令和4年の刑法犯検挙者中の再犯者数（罪種別）

- ・ 窃盗犯の検挙人員数、再犯者数が最も多く、再犯率も50%近くある。



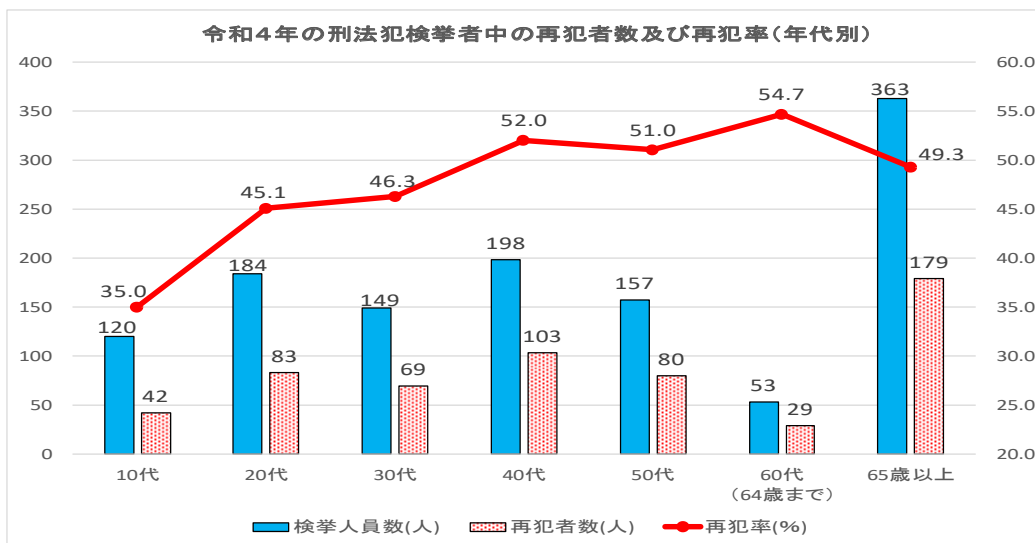
令和4年の刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯率（罪種別）

県内	凶悪犯	粗暴犯	窃盗	知能犯	風俗犯	その他
検挙人員数(人)	22	285	624	117	33	143
再犯者数(人)	12	125	305	63	16	64
再犯率(%)	54.5	43.9	48.9	53.8	48.5	44.8

注 情報提供元：宮崎県警察本部

(7) 令和4年の刑法犯検挙者中の再犯者数（年代別）※犯行時

・10代を除く、どの年代においても、再犯率が50%前後となっている。



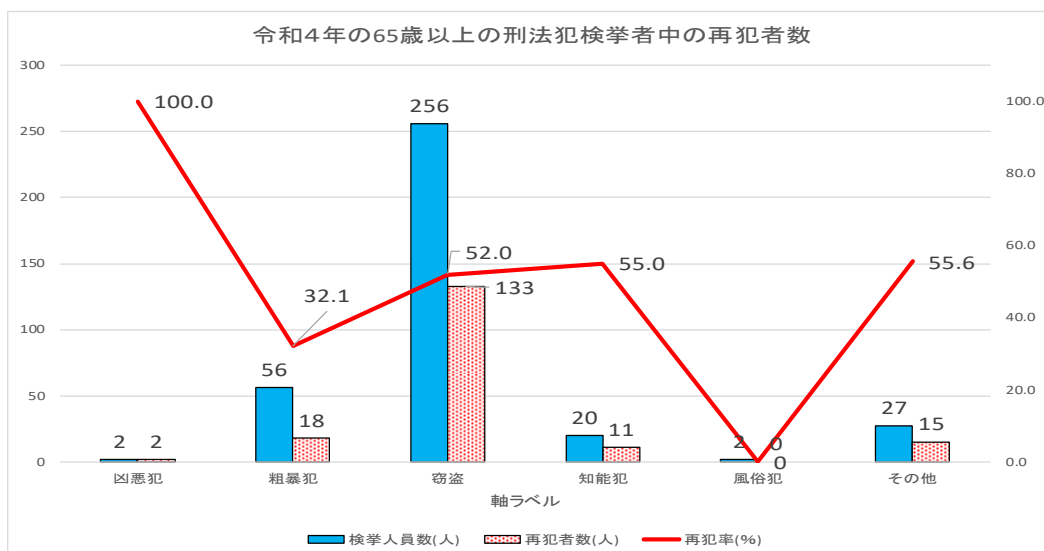
令和4年の刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯率（年代別）

	10代	20代	30代	40代	50代	60代(64歳まで)	65歳以上
検挙人員数(人)	120	184	149	198	157	53	363
再犯者数(人)	42	83	69	103	80	29	179
再犯率(%)	35.0	45.1	46.3	52.0	51.0	54.7	49.3

注 情報提供元：宮崎県警察本部

(9) 令和4年の65歳以上の刑法犯検挙者中の再犯者数

・65歳以上の高齢層の検挙人員の約70%（256名）が窃盗による検挙であり、再犯者数、再犯率ともに窃盗が最も多い。



令和4年の65歳以上の刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯率（罪種別）

	凶悪犯	粗暴犯	窃盗	知能犯	風俗犯	その他	計
検挙人員数(人)	2	56	256	20	2	27	363
再犯者数(人)	2	18	133	11	0	15	179
再犯率(%)	100.0	32.1	52.0	55.0	0	55.6	

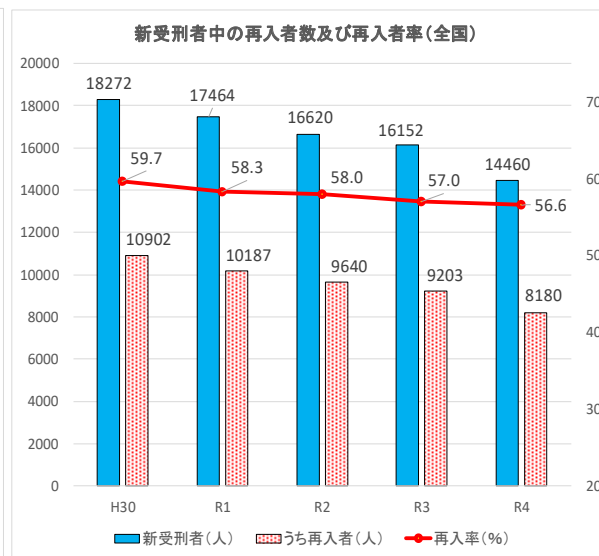
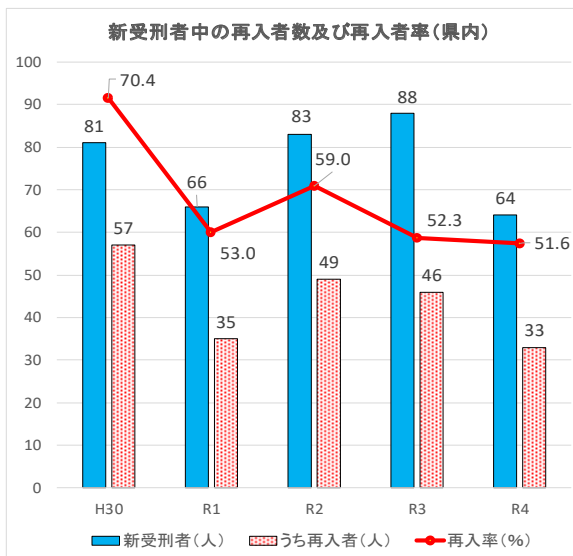
※65歳以上の検挙人員数のうち、窃盗犯の占める割合・・・70.5%

注 情報提供元：宮崎県警察本部

第2 矯正施設における入所者等の状況

(1) 再入者（入所回数が2回以上の者）の状況

- ・過去5カ年ともに50%を超えているが、全国平均よりも5%低い数値となっている。



県内	H30	R1	R2	R3	R4
新受刑者(人)	81	66	83	88	64
うち再入者(人)	57	35	49	46	33
再入率(%)	70.4	53.0	59.0	52.3	51.6

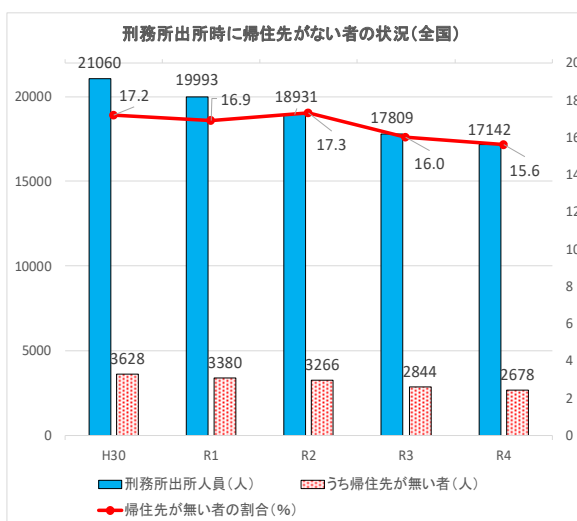
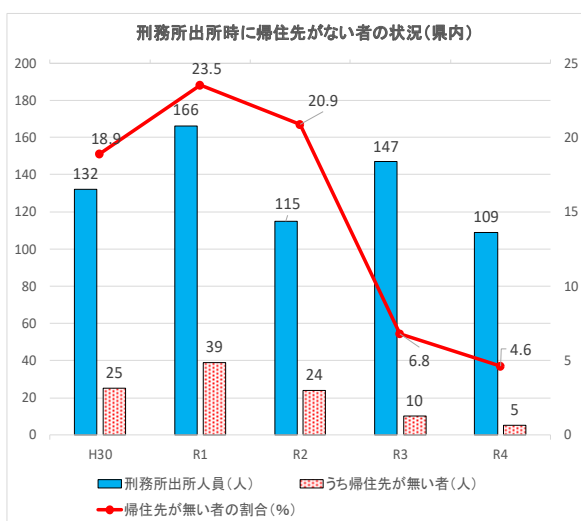
注 情報提供元：法務省

全国	H30	R1	R2	R3	R4
新受刑者(人)	18272	17464	16620	16152	14460
うち再入者(人)	10902	10187	9640	9203	8180
再入率(%)	59.7	58.3	58.0	57.0	56.6

注 情報提供元：法務省

(2) 刑務所出所時に帰住先が無い者の状況

- ・当県においては、約5%から約25%程度の出所者が出所時に帰住先が無い状況にある。過去4年間は、帰住先がない者は減少傾向となっており、令和4年度は全国平均よりも10%以上も低い数値となっている。



県内	H30	R1	R2	R3	R4
刑務所出所人員(人)	132	166	115	147	109
うち帰住先が無い者(人)	25	39	24	10	5
帰住先が無い者の割合(%)	18.9	23.5	20.9	6.8	4.6

注 情報提供元：法務省

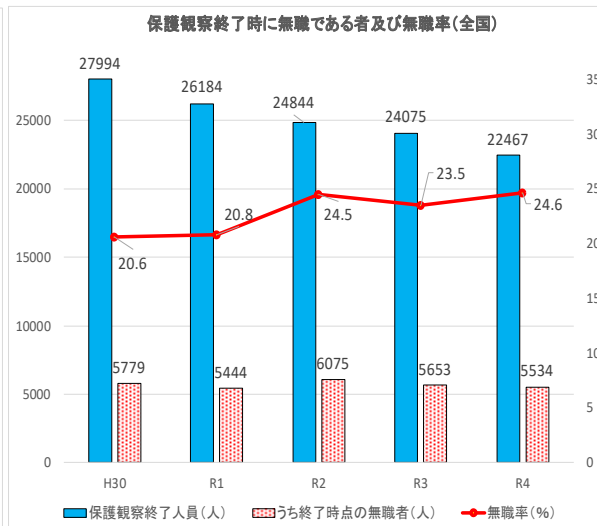
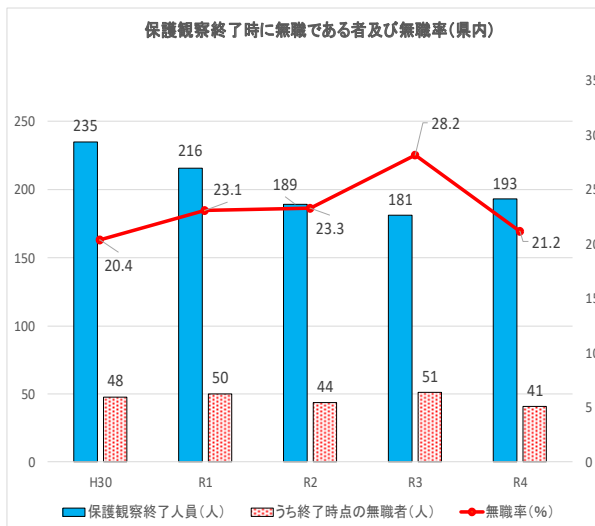
全国	H30	R1	R2	R3	R4
刑務所出所人員(人)	21060	19993	18931	17809	17142
うち帰住先が無い者(人)	3628	3380	3266	2844	2678
帰住先が無い者の割合(%)	17.2	16.9	17.3	16.0	15.6

注 情報提供元：法務省

第3 更生保護に関わる状況

(1) 保護観察終了時に無職である者及び無職率

- ・ 20%超の保護観察終了者が保護観察終了時に職に就いていない状況にある。



県内	H30	R1	R2	R3	R4
保護観察終了人員(人)	235	216	189	181	193
うち終了時点の無職者(人)	48	50	44	51	41
無職率(%)	20.4	23.1	23.3	28.2	21.2

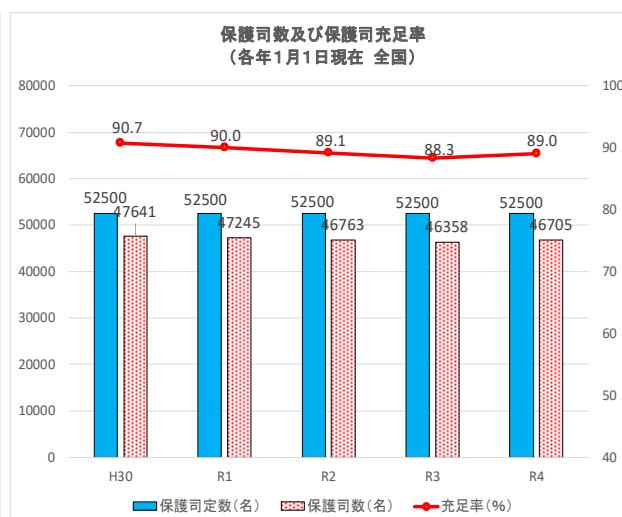
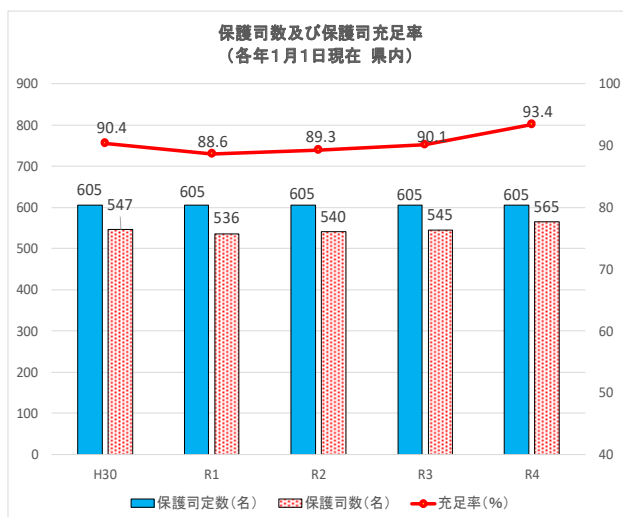
注 情報提供元：法務省

全国	H30	R1	R2	R3	R4
保護観察終了人員(人)	27994	26184	24844	24075	22467
うち終了時点の無職者(人)	5779	5444	6075	5653	5534
無職率(%)	20.6	20.8	24.5	23.5	24.6

注 情報提供元：法務省

(2) 保護司数、保護司充足率

- ・ 保護司数及び保護司充足率は、当県では近年わずかに増加し、全国平均を上回っているものの、全国平均と同様に定数を下回る状況が続いている。



県内	H30	R1	R2	R3	R4
保護司定数(名)	605	605	605	605	605
保護司数(名)	547	536	540	545	565
充足率(%)	90.4	88.6	89.3	90.1	93.4

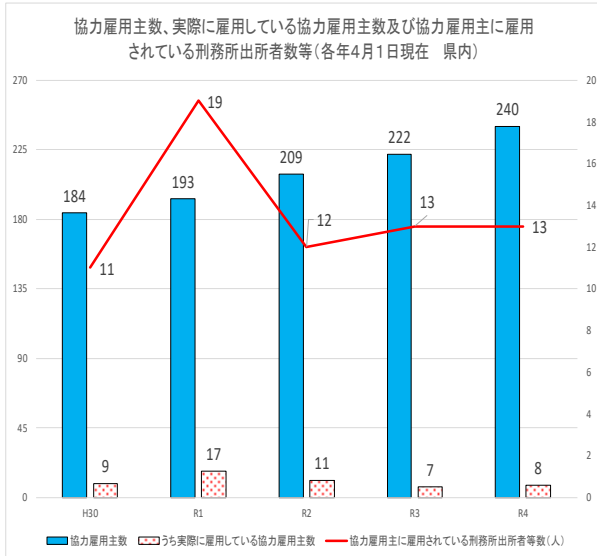
注 情報提供元：宮崎保護観察所

全国	H30	R1	R2	R3	R4
保護司定数(名)	52500	52500	52500	52500	52500
保護司数(名)	47641	47245	46763	46358	46705
充足率(%)	90.7	90.0	89.1	88.3	89.0

注 情報提供元：法務省

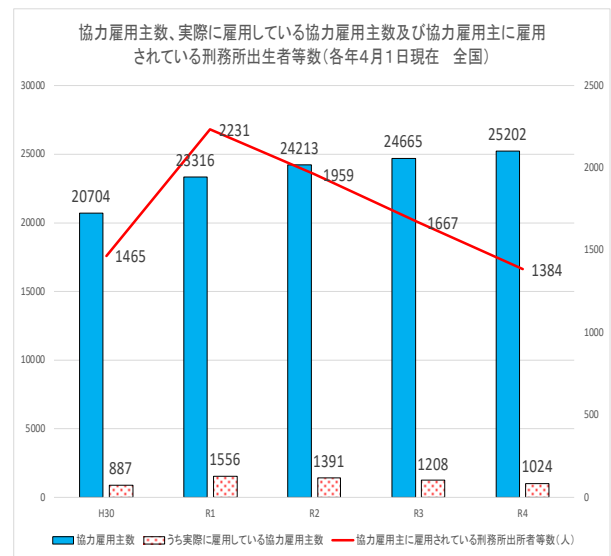
(3) 協力雇用主数、雇用している協力雇用主数等

- ・ 協力雇用主登録数は年々増加しているものの、過去5年間で実際に犯罪をした人等を雇用している協力雇用主数は、10%以下となっている。



県内	H30	R1	R2	R3	R4
協力雇用主数	184	193	209	222	240
うち実際に雇用している協力雇用主数	9	17	11	7	8
協力雇用主に雇用されている刑務所出所者数等(人)	11	19	12	13	13

注 情報提供元：宮崎保護観察所



全国	H30	R1	R2	R3	R4
協力雇用主数	20704	23316	24213	24665	25202
うち実際に雇用している協力雇用主数	887	1556	1391	1208	1024
協力雇用主に雇用されている刑務所出生者数等(人)	1465	2231	1959	1667	1384

注 情報提供元：法務省

第3章 施策の推進

【基本方針】

令和5年3月に策定された国の第二次再犯防止推進計画では、「犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者と共に進む『誰一人取り残さない』社会の実現に向け、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、地方公共団体・民間の団体その他関係者との緊密な連携協力をも確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進すること」とされています。

本県においても、宮崎県総合計画2023アクションプラン(令和5年6月策定)、地域福祉支援計画第4期計画(令和3年3月策定)に掲げているとおり、年齢や性別、心身障がいの有無といった属性にとらわれることなく、一人ひとりが自分らしく生き生きと活躍できる共生社会の実現を目指しています。

このため、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進し、県民の犯罪被害の防止を図り、県民誰もが住み慣れた地域の中で、自分らしく安心して生きていくことができる地域共生社会の実現を基本理念とし、次の重点課題に取り組みます。

- 1 国、市町村及び関係団体との連携強化
- 2 就労・住居の確保
- 3 保健医療・福祉サービスの利用促進
- 4 非行の防止等
- 5 特性に応じた効果的な支援のための取組
- 6 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進

また、国の第二次再犯防止推進計画では、国と地方公共団体の役割が以下のように整理されおり、本県においても、この方針を踏まえながら、国・市町村と連携して再犯防止に取り組むこととします。

第二次再犯防止推進計画（令和5年3月17日閣議決定）

II 第6 2 地方公共団体との連携強化等

（1）国と地方公共団体の役割

国と地方公共団体は、それぞれ以下の役割を踏まえ、相互に連携しながら再犯の防止等に向けた取組を推進する。

① 国の役割

各機関の所管及び権限に応じ、刑事司法手続の枠組みにおいて、犯罪をした者等に対し、それぞれが抱える課題を踏まえた必要な指導・支援を実施する。また、再犯の防止等に関する専門的知識を活用し、刑執行終了者等からの相談に応じるほか、地域住民や、地方公共団体を始めとする関係機関等からの相談に応じて必要な情報の提供、助言等を行うなどして、地域における関係機関等による支援ネットワークの構築を推進する。

加えて、再犯の防止等に関する施策を総合的に立案・実施する立場として、地方公共団体や民間協力者等に対する財政面を含めた必要な支援を行う。

② 都道府県の役割

広域自治体として、域内の市区町村の実情を踏まえ、各市区町村で再犯の防止等に関する取組が円滑に行われるよう、市区町村に対する必要な支援や域内のネットワークの構築に努めるとともに、犯罪をした者等に対する支援のうち、市区町村が単独で実施することが困難と考えられる就労に向けた支援や配慮を要する者への住居の確保支援、罪種・特性に応じた専門的な支援などについて、地域の実情に応じた実施に努める。

③ 市区町村の役割

保健医療・福祉等の各種行政サービスを必要とする犯罪をした者等、とりわけこれらのサービスへのアクセスが困難である者や複合的な課題を抱える者が、地域住民の一員として地域で安定して生活できるよう、地域住民に最も身近な基礎自治体として、適切にサービスを提供するよう努める。

また、立ち直りを決意した人を受け入れていくことができる地域社会づくりを担うことが期待されている。

第3章 施策の推進

第1 国、市町村及び関係団体との連携強化

【現状と課題】

犯罪をした者等の更生に資する支援及びそれに関連する支援は、国はもとより、県、市町村、民間団体等において、様々な形で実施されています。

しかしながら、直接的に犯罪をした者等への更生に資する目的のために実施している支援を除き、司法手続を離れた者に対する支援は、多くの場合において、一般住民を対象として提供されているサービス等を通じて行われるため、自治体の各窓口をはじめ、医療機関や高齢者・障害者等への福祉サービスを提供する福祉関係機関などの関係者が、当該事業が犯罪をした者等の更生へ資する取組であるとの意識が比較的薄い状況にあります。

犯罪を起こした者等が円滑に日常生活や社会生活を取り戻すためには、地域で様々なサービスを提供する機関が、犯罪をした者等が住民の一員として安定した生活を送ることができる環境を作るという意識のもと、連携してそれぞれの取組を進めて行く必要があります、そのためには関係者が一堂に会して情報交換を行い、ネットワーク化を促す「場」を定期的に設ける必要があります。

また、県内市町村における再犯防止推進計画は、令和4年度末で15市町村が策定済と一定程度策定が進んできているものの、未策定の団体も存在しています。

【国機関等の取組】

国の第二次再犯防止推進計画（令和5年3月閣議決定）では、重点課題に、新たに「地域における包摂を推進するための取組」を追加し、国は地方公共団体との連携の強化や更生保護に関する知見や情報の提供を行うとされています。

宮崎保護観察所では、「社会を明るくする運動」宮崎県推進委員会事務局として関係機関と共に犯罪をした者等の更生の理解促進を図っているほか、「薬物依存の

ある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」を踏まえた宮崎県地域支援連絡協議会を開催しています。

【県の取組】

県としては、国の第二次再犯防止推進計画で整理された国・都道府県・市町村の役割分担を踏まえながら、これまでそれぞれが取り組んできた事業内容や情報を共有化し、連携を図ることで、それぞれの取組が、再犯防止の推進に資する実効性のあるものとなるよう、以下の事項に取り組めます。

- ① 宮崎県再犯防止連絡協議会を開催し、関係団体等との情報交換や情報共有、本計画の進捗状況の検証・評価、さらには今後の取組の方向性について、意見交換を行います。【福祉保健課】

- ② 県庁内の関係部局間の情報交換・情報共有を図るため、県庁内で庁内連絡調整会議を定期的に行い連携を図ります。【福祉保健課】

- ③ 再犯防止推進や更生保護に関する国の施策のほか、各自治体の取組状況等の情報を県内市町村に提供するとともに、再犯防止推進計画未策定の市町村に対し、策定を促していきます。【福祉保健課】

- ④ 各年の犯罪の特徴や動向を分析し、刑法及び特別法犯の検挙件数等の数値をとりまとめ統計化（犯罪統計）し、必要な情報を関係部局に提供します。
【警察本部刑事企画課】

- ⑤ 宮崎保護観察所や宮崎地方検察庁など、再犯防止を推進する国の関係機関が開催する会議等に、主催者からの要請やケースに応じて、可能な限り参加し連携を図ります。【全部局】

第2 就労・住居の確保

(1) 就労の確保

【現状と課題】

令和4年以内に保護観察を終了した者は193名であり、そのうち、保護観察終了後、無職者である者は41名（無職率21.2%）でした。

犯罪をした者等が再び犯罪に手を染めないようにするためには、就労を確保し、生活基盤を安定させることが重要です。

【国機関等の取組】

宮崎刑務所では、退所後の就労に資する資格及び技能を習得するための職業訓練を行っており、造園技能士3級や玉掛けなどの国家資格の取得やそれに伴う必要な基礎的知識の習得のための職業訓練・指導を行っているほか、公共職業安定所（ハローワーク）などの協力を得て、就職指導などを行い出所後の円滑な就労につないでいます。

宮崎保護観察所では、矯正施設退所者等を雇用し改善更生に協力する民間事業者（協力雇用主（令和4年4月現在240社））の開拓・確保に努めているほか、矯正施設退所者等が退所後速やかに安定的で継続的な就労へ移行することを促すため就労奨励金の交付を行っています。また、事業主が矯正施設退所者等を雇用するに当たっての不安や負担軽減を図るため、矯正施設退所者等が業務上の損害を与えた場合等に見舞金が支払われる身元保証制度を実施しています。

【県の取組】

犯罪をした者等を効果的な就労支援につなげていくためには、国との連携強化が必要不可欠であるため、県としては、国の矯正・更生保護それぞれの機関が実施する就労支援関係の会議等に、以下の取組を実施する担当部署の職員が参加するなどして、情報の提供・共有化を図りながら就労支援の強化に努めていきます。

- ① 各地域の生活困窮者自立支援相談窓口や地域生活定着支援センターを通じて、生活困窮者、障がい者、高齢者に対し円滑な就労支援を実施します。【福祉保健課】
- ② 障害者就業・生活支援センターの運営や「ふれあい合同面接会」の実施を通じて、企業と障がい者とのマッチングを行いながら、障がい者の就労支援を行います【障がい福祉課】
- ③ 若年層の職場定着やキャリアアップなどの就労支援を行うとともに、公共職業訓練を通じて離職者等の再就職促進を図ります。また、求職者と県内の企業のマッチングの場として県内外にて就職説明会を開催します。【雇用労働政策課】
- ④ 国の機関が実施する様々な就労支援関係の会議に、主催者からの要請やケースに応じて参加し、情報の提供・共有化に努めていきます。【関係各課】

(2) 住居の確保

【現状と課題】

令和4年において、本県出身者で、刑務所を出所した者は109名であり、そのうち、帰住先が決まっていない者は5名(4.6%)でした。

矯正施設退所時に適当な帰住先がないまま釈放された者の多くは、不安定な生活

環境に置かれていることがあり、再び犯罪に手を染めるケースもあることから、釈放前に退所後の住居を確保することが重要です。

【国機関等の取組】

宮崎保護観察所では、更生保護施設（更生保護法人みやざき青雲）において住居が無かったり、頼るべき人がいないなどの理由で直ちに自立することが難しい矯正施設退所者等を受け入れて、宿泊場所や食事の提供や社会復帰のための就職援助、生活相談等を行っているほか、民間法人・団体等に委託して自立準備ホームを設置し、矯正施設退所者等に対する宿泊場所や食事の提供、生活指導等を行っています。

国では、平成 29 年 10 月に「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」（平成 19 年法律第 112 号）を改正して、住宅要確保配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度や「セーフティネット住宅情報提供システム」による情報提供を実施するなど、新たな「住宅セーフティネット制度」を創設しており、法務省においては、この制度を活用し、犯罪をした者のうち住宅確保要配慮者の要件に該当する者に対して、個別の事情に応じて、賃貸住宅に関する情報の提供及び相談を実施しています。

【県の取組】

犯罪をした者等の住居の迅速な確保と生活の安定化を図るため、以下の取組を引き続き実施するとともに、関係部局と連携しながら国の機関等へ必要な情報等の周知を行います。

- ① 生活保護制度の利用・促進を図るとともに、生活困窮者等を県の福祉事務所や市町村の生活保護、生活困窮者自立相談支援窓口に円滑につなげていけるよう取り組んでいきます。【福祉保健課（一部再掲）】

- ② 住宅に困窮する低額所得者に対して、低廉な家賃で県営住宅を提供します。
【建築住宅課】

- ③ 住宅確保要配慮者の入居を拒まない「セーフティネット住宅」や入居に関する相談等を行う「居住支援法人」の情報提供を行い、住宅確保要配慮者の安定した住まいの確保に努めます。【建築住宅課】

第3 保健医療・福祉サービスの利用促進

【現状と課題】

令和4年の県内の刑法犯の検挙人員数1,224名のうち、65才以上の高齢層の検挙人員数は363名で約30%を占めており、65歳以上の高齢層の検挙人員の約70%（256名）が窃盗による検挙となり、殺人や強盗などの凶悪な犯罪での検挙人員は2人となっています。また、再犯者は179名であり65歳以上の検挙人員の約49%を再犯者が占めている状況です。

さらに、令和4年の覚醒剤や大麻などの薬物事犯の検挙人員数は100名であり、そのうち再犯者は43名と再犯率は4割超となっている状況です。

犯罪をした者のうち、医療や福祉の支援を必要としている高齢者や障がいのある者、薬物事犯者が、保健医療・福祉サービスについて十分な情報を持っていないこと等により、支援が十分に行き届かず、再犯につながっているケースがあります。

【国の機関等取組】

宮崎刑務所では、所属する社会福祉士などが中心となって、宮崎保護観察所や県地域生活定着支援センターなどの関係機関の協力を得て、出所する高齢又は障がいのある受刑者を円滑に福祉サービスにつなげるよう努めています。また、市町村の福祉担当部署に対し、刑務所での福祉的取組等について説明会を実施しています。さらに、刑務官などの刑務所職員が認知症サポーター養成講座を受講したり、介護施設への見学・実習などを行っています。

宮崎地方検察庁では、起訴猶予者や執行猶予者等のうち、高齢や障がいにより、医療・福祉サービスにつなげて支援を行うことが適当と認められる者について、宮崎保護観察所などの関係機関と連携を図り、受入れ施設の斡旋や住居の確保、就労支援などの福祉的支援（いわゆる「入口支援」）を実施しています。

さらに、平成30年10月から、宮崎県社会福祉士会と協定を締結し、社会福祉士の助言等を得られる体制を整備し、福祉的支援につなぐ取組を行っています。

宮崎保護観察所においては、矯正施設退所予定である高齢又は障がいのある者で帰住先が無い者を「特別調整対象者」として、県地域生活定着支援センターと協力しながら、これらの者の希望する帰住先や、必要とされる支援等を検討し、帰住希望先の保護観察所や地域生活定着支援センターへつなぐ取組をしています。

【県の取組】

県地域生活定着支援センターを中心とした福祉・医療支援との連携体制の構築

県のそれぞれの保健医療・福祉担当部署が実施している以下の取組を引き続き実施するとともに、県や国の取組の内容等を、県地域生活定着支援センターが中心となり、県庁内外でのセミナーや会議の開催等を通じて情報提供・共有化しながら、国の機関や関係団体との連携強化を図っていきます。

- ① 宮崎県地域生活定着支援センターの設置・運営を通して、国の刑事司法機関等と連携し、高齢や障がいを抱えている矯正施設退所予定者が円滑に必要な福祉・医療サービスが受けられるよう支援します。【福祉保健課】
- ② 宮崎県地域生活定着支援センターにおいて、刑事司法手続の入口に段階にある被疑者・被告人等で、高齢等の理由により司法手続終了後も自立した生活が困難であることが見込まれる方に対する被疑者等支援（いわゆる「入口支援」）を行います。【福祉保健課】
- ③ 認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が十分でない方に対して、福祉サービスの利用手続の援助や金銭管理サービス等を行い、地域において自立した生活が送れるよう支援します。【福祉保健課】

- ④ 低所得者や障がい者、高齢者に対し、低利又は無利子の資金貸付と相談支援を行うことにより、経済的自立や生活意欲を促すよう支援します。

【福祉保健課】

- ⑤ 生活保護制度の利用・促進を図るとともに、生活困窮者等を県の福祉事務所や市町村の生活保護、生活困窮者自立相談支援窓口に円滑につなげていけるよう取り組んでいきます。**【福祉保健課（再掲）】**

- ⑥ 保健所及び精神保健福祉センターに相談窓口を設置し、薬物に関する相談支援を行います。また、精神保健福祉センターにおいて、薬物依存症者及びその家族に対し、専門医による個別相談や依存症家族教室を実施します。

【薬務対策課】

- ⑦ 対応困難な高齢者虐待事案について、高齢者虐待対応専門チームを派遣し、必要に応じて保健医療・福祉サービスにつなぐなど、市町村や地域包括支援センターが取り組む高齢者の権利擁護業務を支援します。

【長寿介護課医療・介護連携推進室】

- ⑧ 市町村や地域包括支援センター職員を対象とした虐待防止及び成年後見制度の利用に関する研修などを実施することで、必要に応じて保健医療・福祉サービスにつなぐ体制整備を促進するとともに、高齢者権利擁護に関する普及・啓発のため、県民への出前講座等を実施します。

【長寿介護課医療・介護連携推進室】

- ⑨ 若年性認知症支援コーディネーターを配置し、相談窓口を設置することにより、若年性認知症の人やその家族の方が、医療・福祉・就労の総合的な支援をワンストップで受けられる支援体制を構築します。

【長寿介護課医療・連携推進室】

- ⑩ 思春期精神保健及びアルコール等の依存症等に関する総合的な相談指導を行うことにより、こころの健康の保持増進及び関連問題の発生予防と早期発見等を図ります。また、精神保健に関する知識の普及等により、精神障がいに対する理解の促進や県民のこころの健康の保持増進を図ります。【障がい福祉課】

- ⑪ アルコール、薬物、ギャンブル等の依存症患者及び家族の地域におけるニーズに総合的に対応することを目的として、地域支援体制の整備や相談窓口の設置（精神保健福祉センターが相談拠点）、依存症支援者研修を実施します。

【障がい福祉課】

- ⑫ 18歳以上の身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がい含む。）、難病のある人を対象に、地域移行支援や地域定着支援を行うとともに、障がいのある人の福祉に関する様々な問題について、障がいのある人や、その保護者などからの相談に対応し、必要な情報提供を行います。【障がい福祉課】

- ⑬ 「母子家庭等自立支援センター」を設置し、就業情報の提供や就業相談、就業に有益な講習会の実施、自立支援プログラム策定等事業等を実施することにより、母子家庭の母等の就業を支援し、経済的自立を促進します。【こども家庭課】

- ⑭ 父又は母と生計を同じくしていない児童等を監護・養育している者等に手当を支給することにより、児童福祉の増進を図ります。【こども家庭課】

⑮ 母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦の自立に必要な情報提供及び指導、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行います。【こども家庭課】

⑯ 児童相談所にて、児童に関する各種相談に応じ、専門的な調査、心理判定又は一時保護等の適切な措置をとり、児童福祉の増進を図ります。

【こども家庭課】

○ 保健医療・福祉機関・団体の職員等に対する再犯防止に関する研修の実施

犯罪をした者等への保健医療・福祉的な支援を実施するに当たっては、民生委員・児童委員をはじめ、社会福祉法人等の職員の方など、地域の福祉活動を展開する方々の協力が重要です。このため、以下の県の取組で実施する研修等を活用しながら、犯罪をした者等に対する偏見の解消や福祉的支援の在り方等について、国の機関の職員や学識経験者など再犯防止に関わる人を講師として招聘するなどして、再犯防止対策の重要性を周知します。

① 地域福祉を支える人材（地域福祉コーディネーター）を活用して、関係機関等が連携して、地域における助け合い（共助）と様々な福祉サービス等を適切に組み合わせることにより、地域の持つ生活支援機能を高め、住民が共に支え合う仕組みづくりを推進します。【福祉保健課】

② 地域社会における民生委員・児童委員としての役割やコミュニケーション、相談援助の基本を再確認するための研修を実施します。【福祉保健課】

第4 非行の防止等

【現状と課題】

令和4年の少年（19歳以下）の刑法犯の検挙人員数は120名であり、第2章第1（5）のとおり、過去5年間の推移を見てみると、検挙人員数については減少傾向にありますが、令和4年の再犯者は42名で再犯率は3割以上を占めることから、少年の再犯（非行）防止対策を推進していくことは重要です。

また、近年の少年非行には、コミュニケーション能力の不足や家庭や地域社会の教育機能の低下など様々な背景があり、その解決には、関係機関・団体とより一層の連携強化を図りながら、社会全体で取り組むことが必要です。

【国機関等の取組】

宮崎少年鑑別所では、家庭裁判所の求めにより、観護措置を執られて収容した者に対して、医学、心理学、教育学、社会学などの専門的知識及び技術に基づき、非行又は犯罪に影響を及ぼした資質上及び環境上の問題となる事情を明らかにした上で、その事情の改善に寄与するため、処遇に資する適切な指針を示す業務を担っています。

また、そうした専門的知識及び技術を生かし、地域の方々や関係機関の相談・依頼を受け付け、問題を抱えた少年等に対して検査や面接等を実施して、保護者等に効果的な働きかけ方の助言等を行ったり、本人に各種プログラムや法教育的指導を行ったりしています。その取組の例としては、宮崎県警察との間で「宮崎少年鑑別所と宮崎県警察の少年の立ち直り支援活動に関する協定」を締結し、宮崎県警が実施している少年への支援活動に対して、少年鑑別所の専門性をもって連携できるような体制を構築しています。

【県の取組】

県では、児童福祉担当部局や教育委員会、警察本部が連携しながら、青少年の健全育成への理解と関心を深めるための普及啓発活動やボランティア団体など民間団体等と連携した非行少年の社会奉仕活動の参加などによる再非行の防止に取り組んでいます。

また、児童相談所の運営や電話相談の開設などを通じて、子ども自身のみならず、家族等子どもに関わる全ての方々が抱える子どもに関する様々な悩みに応じた支援もしているところです。

県においては、児童福祉、教育、警察それぞれの分野において、青少年の健全育成や非行防止に向け、県・市の関係部署をはじめ、ボランティア団体などの関係団体が参加する会議等を実施していることから、県がこれらの会議等を開催する場合には、宮崎保護観察所や宮崎少年鑑別所などの国の機関の担当職員を積極的に招聘するなどして、以下の取組を引き続き実施することはもとより、これらの取組の内容や少年非行防止に取り組む民間団体の活動等についての情報の提供・共有化を図りながら、連携強化に努めていきます。

- ① 乱用される薬物や薬物依存症に関する正しい知識の普及を図るため、学校等における薬物乱用防止教室の開催や地域イベントでの普及啓発活動を行います。

【薬務対策課】

- ② 「青少年非行防止県民総ぐるみ運動」の期間中（7～8月）における県及び市町村等の非行防止の取組や、「家庭の日」「少年の日」ポスターコンクール等により、県民の青少年健全育成への理解と関心を高めます。【こども家庭課】

③ 児童相談所にて、児童に関する各種相談に応じ、専門的な調査、心理判定又は一時保護等の適切な措置をとり、児童福祉の増進を図ります。

【こども家庭課（再掲）】

④ 子ども・若者総合相談センター「わかば」を運営し、ニート、ひきこもり、不登校等、社会生活を円滑に営む上で困難を抱える子ども・若者に対する相談対応などの支援を行います。【こども家庭課】

⑤ 「生徒指導・学校安全担当者会」を開催し、生徒指導及び学校安全に関する諸問題の解決方策について、情報の共有化を図ることによって、相互の連携を深め、生徒指導及び学校安全の充実を図るとともに、指導者としての資質の向上を図ります。【教育庁人権同和教育課】

⑥ 「行動連携推進協議会」を開催し、少年非行防止及び健全育成等に係る取組の推進に当たり、その充実を図るための方策について、関係機関と協議を深めることを通して、児童生徒等の健全育成の向上を図ります。

【教育庁人権同和教育課】

⑦ スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置について、配置時数の増加を含めた体制の充実に努めます。【教育庁人権同和教育課】

⑧ 「24時間子供SOSダイヤル」や、「宮崎県子どもSNS相談」、電子メールによる「ひなた子どもネット相談」など、児童生徒や保護者が多様な手段で相談することができるよう、各教育相談窓口の積極的な運用を行います。

【教育庁人権同和教育課】

⑨ 過去に非行を犯し、問題を抱える少年を支援対象少年として指定し、少年警察ボランティア等と連携しながら、スポーツ活動や農業体験等を通じての生産体験活動、清掃等の社会奉仕活動等を共同して行うことによって、少年の「居場所」を確保するとともに、社会に溶け込もうとする意欲を醸成し、立ち直りを支援することで再非行防止を図ります。【警察本部生活安全少年課】

⑩ 「少年サポートセンター」に配置された少年補導職員やスクールサポーターを中心として、少年補導員等の少年警察ボランティアと連携しながら、不良行為少年の補導、少年相談の受理及び処理、被害少年の保護及び継続支援、非行防止等の広報啓発活動などを通じて、総合的な少年非行防止対策を実施します。

【警察本部生活安全少年課】

⑪ 県内の小中学校、高等学校に赴き、問題を抱える児童生徒、当該児童生徒の保護者、学校関係者に対する指導、助言等を行うスクールサポーター制度を運用し、学校や家庭、地域と連携を図りながら、知識と経験を活かした効果的な非行防止・被害防止教育の実現を推進します。【警察本部生活安全少年課】

第5 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導及び支援等

【現状と課題】

令和4年の県内の刑法犯の検挙人員数は1,224名であり、このうち凶悪犯(殺人、強盗、放火、強制性交等)は22名、粗暴犯は(凶器準備集合、暴行、傷害、脅迫、恐喝)は285名、窃盗犯は624名、知能犯(詐欺、横領、偽造、汚職、背任)は117名、風俗犯(賭博、強制わいせつ、公然わいせつ等)は33名でした。

再犯防止のための指導や支援等を効果的に行うためには、対象者一人一人の経歴や様々な特性等の、対象者の背景を理解した上で、それぞれが抱える課題等を把握し、その人にとって適切な改善指導や相談対応などの支援が重要です。

また、犯罪をした者等の年齢や技能などに着目し、それぞれの特性に応じた就労はもとより、社会貢献活動への参加を促進させる取組を実施していくことも重要です。

さらには、犯罪被害者自身への被害直後からの総合的な支援を実施することも必要です。

【国機関等の取組】

宮崎刑務所では、暴力性の高い人、薬物事犯や窃盗犯、アルコール依存症、暴力団関係者などの受刑者のそれぞれの特性を踏まえた改善指導を関係団体と協力して行っています。また、退所後の就労に資する資格及び技能を習得するための職業訓練を実施し、造園技能士3級や玉掛けなどの国家資格の取得やそれに伴う必要な基礎的知識の習得のための職業訓練・指導を行っています。

宮崎保護観察所では、性犯罪を繰り返し起こす傾向のある保護観察対象者や薬物依存症である仮釈放者等に対して、認知行動療法を基礎とした改善指導を行っています。

【県の取組】

県においてはこれまでも、知事部局、教育委員会、警察本部において薬物、性犯罪者、暴力団離脱希望者などへそれぞれの事案に応じた指導や支援、また、県民が抱えている様々な悩みや困りごとに応じた相談体制を構築しているほか、県民全体での社会貢献活動への参加促進や犯罪被害者に対する各種支援を実施しています。

県では、国の再犯防止施策と連動しながら、これまでの取組を引き続き実施していきます。

○ 特性に応じた指導・支援

・薬物依存者等

これまでの以下の取組と合わせ、国の関係機関はもとより、保健・医療・福祉機関や薬物依存症等の支援活動を行っている関係団体との連携体制を構築（強化）し、薬物依存症やアルコールなどの依存者への支援の充実化に努めます。

【薬務対策課、障がい福祉課】

- ① 保健所及び精神保健福祉センターに相談窓口を設置し、薬物に関する相談支援を行います。また、精神保健福祉センターにおいて、薬物依存症患者及びその家族に対し、専門医による個別相談や依存症家族教室を実施します。

【薬務対策課（再掲）】

- ② アルコール、薬物、ギャンブル等の依存症患者及び家族の地域におけるニーズに総合的に対応することを目的として、地域支援体制の整備や相談窓口の設置（精神保健福祉センター）、依存症支援者研修を実施します。

【障がい福祉課（再掲）】

・ **暴力団離脱希望者**

警察、宮崎公共職業安定所、宮崎保護観察所など複数の機関によって構成される「宮崎県暴力団離脱者社会復帰対策協議会」を開催し、各関係機関の就労支援、広報啓発活動等の実績報告を行い関係機関間の情報共有を実施するとともに、暴力団離脱を希望する人に対して相談窓口を設置するなどして、社会復帰の支援を行います。【警察本部組織犯罪対策課】

・ **性犯罪者等**

① 16歳未満の者に対する不同意わいせつ、不同意性交等などの暴力的性犯罪により懲役又は禁錮の刑を執行された人のうち、再犯防止措置を組織的かつ継続的に講ずる必要があるものとして警察庁が登録した者に対して、所在の確認や面談を実施します。【警察本部人身安全対策課】

② ストーカー行為者に対して精神医学的なカウンセリングや治療を施し、更なる加害行為を思い止まらせるとともに、警察官が担当医師や臨床心理士などから再発防止について必要な助言等を受けます。【警察本部人身安全対策課】

○ **犯罪をした者等が抱える様々な問題への対応**

① 消費生活センターを運営し、消費生活に関する相談を受けたり、消費者への啓発などを通じて自立した消費者の育成を図り、安心できる暮らしを確保するための支援を行います。【生活・協働・男女参画課】

② 人権啓発センターを運営し、県民の人権意識を高めるため、人権に関する総合的な教育・啓発及び広報を行うとともに、人権に関する情報収集や情報提供、人権に関する相談を実施します。【人権同和対策課】

③ 自殺予防ポータルサイト「ひなたのおせっかい」の運営やリーフレット「こころの電話帳」を配布し、悩みを抱えている県民を、それぞれの悩みに応じた専門の相談機関に繋げていきます。【福祉保健課】

④ 子ども・若者総合相談センター「わかば」を運営し、ニート、ひきこもり、不登校等、社会生活を円滑に営む上で困難を抱える子ども・若者に対する相談対応などの支援を行います。【こども家庭課（再掲）】

○ 犯罪をした者等の社会貢献活動の推進

① 多様な主体による協働を推進し、協働の重要な担い手であるNPOの活動を支援するために、「みやざきNPO・協働支援センター」を設置し、協働による地域課題の効果的・効率的な解決や地域活性化に係る活動を支援するほか、人材や団体の育成などを行います。【生活・協働・男女参画課】

② NPO法人やシニア活動団体を対象とした研修や宮崎ねんりんピック等の各種イベントを実施するなどして、高齢者の社会参加と生きがいづくりを促進します。【長寿介護課】

③ 過去に非行を犯し、問題を抱える少年を支援対象少年として指定し、少年警察ボランティア等と連携しながら、スポーツ活動や農業体験等を通じての生産体験活動、清掃等の社会奉仕活動等を共同して行うことによって、少年の「居場所」を確保するとともに、社会に溶け込もうとする意欲を醸成し、立ち直りを支援することで再非行の防止を図ります。

【警察本部生活安全少年課（再掲）】

○ 犯罪被害者の心情を考慮した支援等の実施

性暴力被害者支援センターを運営し、性暴力被害者の心身の負担を軽減するため、被害直後からの総合的支援（相談窓口やカウンセリング支援等）することにより、その心身の回復を図るとともに、警察への届け出を促進し、被害の潜在化を防止します。【生活・協働・男女参画課】

② 女性相談所（配偶者暴力相談支援センター）を運営し、配偶者等からの暴力（DV）に悩む女性等、支援を要する方に対し、相談に応じ、情報提供や同行支援等を行うとともに、DV被害女性や同伴家族について、短期間の入所による一時保護を実施し、自立のための支援や問題解決について援助を行います。

【こども家庭課】

③ 「母子家庭等自立支援センター」を設置し、就業情報の提供や就業相談、就業に有益な講演会の実施、自立支援プログラム策定等事業等を実施することにより、母子家庭の母等の就業を支援し、経済的自立を促進します。

【こども家庭課（再掲）】

④ 父又は母と生計を同じくしていない児童等を監護・養育している者等に手当を支給することにより、児童福祉の増進を図ります。【こども家庭課（再掲）】

⑤ 母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦の自立に必要な情報提供及び指導、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行います。

【こども家庭課（再掲）】

第6 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進

【現状と課題】

再犯防止の推進に当たっては、地域において犯罪をした者等の指導・支援に当たる保護司、社会復帰を支援するための幅広い活動を行っている更生保護女性会員、非行をした少年等に対して兄や姉のような身近な存在になり非行防止活動を行っているBBS会、矯正施設入所者の悩みや問題について助言・指導する篤志面接委員や宗教教誨を行う教誨師、少年の非行防止及び少年の保護を図るための活動を行う少年警察ボランティアなど、多くの民間ボランティア、活動団体が再犯防止の推進を図る上で不可欠な活動を行っています。

国においては、昭和26年から、犯罪や非行の防止と罪を犯した者たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動である、“社会を明るくする運動”が実施されています。また、国民の間に広く再犯の防止等についての関心を深めるため、7月を“再犯防止啓発月間”に定めていますが、再犯の防止等に関する施策は、国民にとって必ずしも身近でないため、国民の関心と理解が十分に深まっているとは言えないこと、さらには、保護司や協力雇用主など民間協力者による再犯の防止等に関する活動についても国民に十分に認知されているとはいえないことなどの課題があります。

【国機関等の取組】

法務省においては、令和5年5月から「持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会」が行われており、保護司の待遇や活動環境、推薦・委嘱の手順、年齢要条件等について、2年を目処として結論を得ることとされています。

宮崎保護観察所では、民生委員や社会福祉協議会などを委員とした保護司候補者検討協議会を開催しており、同協議会の中で、保護司適任者の情報提供を受けるなどして保護司確保に努めているほか、更生保護に関わる更生保護女性会、BBS会、

協力雇用主会などの民間ボランティアに対しても必要な支援を行っています。また、県内 12 箇所では更生保護サポートセンターを設置し更生保護活動を実施する拠点づくりを行っています。“社会を明るくする運動”や“再犯防止啓発月間”については、毎年7月1日に、宮崎県知事などへの地方公共団体の長に対する総理大臣メッセージの伝達や街頭キャンペーンなどを実施しています。

宮崎刑務所においては、毎年「矯正展」を開催し、刑務所の業務内容などを県民に広く紹介するとともに、刑務所で製作した刑務所作業製品等の展示・販売を通じて、矯正行政に対する理解を深めてもらう取組を行っています。

宮崎少年鑑別所では、民間ボランティアや活動団体に対して、研修会等に職員を派遣して司法手続や非行少年の心理機制等についての講義を行ったり、施設見学等を受け付けて少年矯正への理解を深めてもらったりするなど、民間協力者の活動促進に向けた取組を行っています。また、小学校、中学校、高校などの依頼を受けて、非行防止や薬物乱用防止、SNSの危険性などの出前授業を行い、健康的な生活を送ること・ルールを守ることの大切さなどを児童生徒に分かりやすく説明していく取組も行っていきます。

【県の取組】

県民が犯罪をした者等の再犯の防止等についての関心と理解を深めるよう、広報を行うとともに、更生保護に関する保護司等の民間ボランティアを確保する国の取組に対し、後方支援・協力してまいります。

- ① “社会を明るくする運動” “再犯防止啓発月間”の期間を中心とし、国の広報・啓発運動を強化するため、後方支援・協力を行います。 【福祉保健課】

- ② 各種研修や会議を開催する機会などを捉え、保護司、更生保護女性会、BBS会等の更生保護ボランティアの活動内容の周知や民間ボランティアの確保等に協力します。【福祉保健課】
- ③ 保護司として長年更生保護事業に尽力した方々に対する知事感謝状の授与を今後も継続的に実施していくとともに、保護司のみならず、新たに協力雇用主や再犯防止に関係する民間団体など、再犯防止に尽力している方々にも拡大して対応することにより、再犯防止に携わる方々への意欲の向上につなげていきます。【福祉保健課】
- ④ 地域福祉を支える人材（地域福祉コーディネーター）を活用して、関係機関等が連携して、地域における助け合い（共助）と様々な福祉サービス等を適切に組み合わせることにより、地域の持つ生活支援機能を高め、住民が共に支え合う仕組みづくりを推進します。【福祉保健課（再掲）】
- ⑤ 地域社会における民生委員・児童委員としての役割やコミュニケーション、相談援助の基本を再確認するための研修を実施します。【福祉保健課（再掲）】
- ⑥ 犯罪をした者等の人権問題も含め、あらゆる差別や偏見を無くすため、人権に関する各種の研修を実施するほか、人権啓発情報誌「じんけんの風」や人権ホームページを活用した啓発等に取り組みます。
- 【人権同和対策課】